

令和 3 年 9 月 22 日 (水曜日)

令和 2 年度決算審査特別委員会

(第 5 日目)

令和年2度決算審査特別委員会第5号

---

令和3年9月22日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長	星 喜美男君	
副委員長	村岡 賢一君	
委員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	後藤 伸太郎君	佐藤 正明君
	及川 幸子君	今野 雄紀君
	高橋 兼次君	菅原 辰雄君
	山内 孝樹君	後藤 清喜君
	山内 昇一君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 広君
会計管理者兼会計課長	三浦 浩君
総務課長	及川 明君
企画課長	佐藤 宏明君
町民税務課長	佐藤 正文君
保健福祉課長	高橋 晶子君
農林水産課長	大森 隆市君
上下水道事業所長	阿部 明広君

南三陸病院事務部事務長

後 藤 正 博 君

教育委員会部局

教育委員会事務局長

菅 原 義 明 君

監査委員部局

代表監査委員

芳 賀 長 恒 君

事 務 局 長

男 澤 知 樹 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

男 澤 知 樹

次 長 兼 総 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

高 橋 伸 彦

## 令和2年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。決算審査特別委員会実質4日目でございます。

本日は、特に円滑な運営に御協力をくださいますようよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可いたします。

初めに、昨日の質疑において答弁を保留した件について教育委員会事務局長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） おはようございます。

それでは、昨日3点ほど保留いたしましたので、1つずつ申し上げます。

まずは、千葉委員より中学校の部活動の件について保留させていただきました。確認しましたところ、震災後一定期間部活動に対しての多少の上積みというものがあったようです。ただ、震災から期間が経過しているという中で、それについては廃止をさせていただいているというふうなことで、もしかしたら御父兄の方が少し少なくなったねというふうにお感じになったのはその分ではなかろうかと思っています。ただ、それとは別にしても、教育振興費が主になりますけれども、教育振興費の中で備品購入費をしっかりと用意しておりますので、学校ではその備品購入費の中で様々な部活動の道具を計画的に購入していると。一例申し上げますと、昨年、令和2年度だとバレーとかバスケットで使う得点板ですか、卓球台ですかそういういったものを購入しているようでございます。

続いて、及川委員から御質問がございましたひとり親家庭なんですけれども、こちらについては就学援助費を頂いている家庭、そのお子さんの中でというふうな数しかありませんで、その中で言いますと全体で92人が附表にございますけれども、小中合わせて92人が受給対象となっている中の47人がひとり親というふうなことになります。

最後に、修学旅行の代替措置はという、倉橋委員からお尋ねがございました。昨日校内的に何かしているかと思いますというお答えをさせていただいたんですけども、確認いたしましたところ、歌津中学校では特に代替えというものはしていなかったということでした。どうしてなんですかねというふうなところも聞いたんですけども、中学校3年生ということ

で最大の目標は進路実現ということなので、その進路実現に向けて授業時間に割り当て、割り割かせていただいたというふうなところでございました。

○委員長（星 喜美男君） それでは、認定第2号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、認定第2号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容につきまして御確認をいただきます。決算書の218ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は、歳入総額20億949万5,579円、歳出総額18億5,829万3,563円、歳入歳出差引額1億5,120万2,016円の黒字で決算をいたしました。令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和3年度への繰越金となります。

続いて、決算書の192ページへお戻りいただきます。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款国民健康保険税、構成比19.0%、対前年ではマイナスの6.2%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年ではマイナスの22.9%。

3款国庫支出金、構成比0.5%、パーセンテージは1288.3%の増ということで、実金額では992万円の増となっております。

4款県支出金、構成比67.2%、対前年はプラスの2.1%。

5款財産収入、構成比0.0%、対前年はマイナスの31.7%。

6款繰入金、構成比7.1%、対前年ではマイナスの6.5%。

7款繰越金、構成比5.9%、対前年ではプラスの0.1%。

8款諸収入、構成比0.2%、対前年ではプラスの216.7%となっております。

歳入合計では、対前年プラスの0.3%ですので、ほぼ前年並みの決算と言えるかと思います。

なお、国民健康保険税の収納率につきましては、97.1%、前年は97.9%でしたので若干下回っております。

また、不納欠損額は59万1,855円、前年からは1.8倍といった処分の金額になっております。

結果収入未済額は、1,063万4,310円となり、前年度からは223万円ほど増加しております。

以上が歳入の説明になります。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） おはようございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。206ページをお開き願います。

1款総務費は、国保特別会計を運営する上で必要となる職員の人事費、電算システム等の物件費及び国保税の徴収費を含む総括的管理費が主な支出です。予算に対する執行率は87.4%です。前年度比較では3.5%増となっており、その要因は1項1目一般管理費12節委託料でシステム改修を行った費用の増であります。

次に、208ページをお開き願います。

2款保険給付費は、疾病・負傷等の療養に対して保険者が負担する給付費、出産、葬祭に対する給付が支出内容です。予算に対する執行率は96.9%です。前年度比較では0.9%の増となりました。このうち1項1目療養給付費は前年度まで一般被保険者分、退職被保険者分と区分しておりましたが、1つの科目になっております。対前年度比較では0.2%減となりました。

210ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業給付金は、国保連合会から医療機関に支払われた医療費のうち被保険者が国保税等で負担すべき額として町の国保会計から宮城県国保会計に納付することになっている負担金的な性格のものであります。前年度分給付の実績及び保険税額を勘案して納付するものであります、予算に対する執行率はほぼ100%となっております。

212ページをお開き願います。

4款共同事業拠出金は、年金機構から被保険者の年金受給情報の提供に係る共同事業の拠出金です。

5款保健事業費は、生活習慣病を中心とした疾病予防及び医療費の伸びを抑えることを目的に実施する健康診査、健康指導等に係る経費で、予算に対する執行率は84.7%となっております。前年度比較では約360万円減となっております。要因は新型コロナウイルス感染症への警戒などによる健康診断等の受診控えなどによるものではないかと分析しております。

214ページをお開きください。

6款基金積立金は、基金の利子積立です。

8款諸支出金は、国保の遡及脱退や修正申告による国保税の還付金、国保診療施設としている南三陸病院への拠出が支出の内容です。予算に対する執行率は88.8%となっております。前年度比較では18.4%の減となりました。減の要因は、令和元年度においては一般会計への

繰出金があったためであります。

9款の予備費の使用はありませんでした。

支出合計における予備費予算を除いた執行率は97.5%でありました。

以上で国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。1点だけ伺いたいと思います。

附表の181ページ、一番下の健康づくり体力づくり備品等購入事業についてお聞きしたいと思います。今年度健康づくりのほうで19万6,000円、体力づくりが6万6,000円の支出となっていますけれども、どういったものを買ってケアセンター及びベイサイドに配置したのか伺いたい。それと同時に、健康づくりと体力づくりのカテゴリーというかどのように分けられているのか、その点もお分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 今回健康づくり、体力づくりにそれぞれ備品を支出しております。健康づくり備品におきましては、保健福祉課で使用いたします栄養指導フードモデル、こちらを購入いたしました。それから、体力づくり備品におきましては、生涯学習のほうで使用いたします、バレーボールに使用しますネット、アンテナについて購入をしております。実際は、アリーナのほうで使用しているというところであります。

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 健康づくりは何かフードモデルとかというのどういったやつのなのか、もうちょっと分かりやすく説明をお願いしたいのと、昨年度は20万円予算あって、たしか3万円弱しか使っていなかったんですけども、今回の決算ではほぼほぼ使われているわけですが、そこで体力づくりのほうなんですけれども、バレーボールということでそれはどういった、要望等あったんですか。その点確認。私今御存じのとおり、新しいスポーツとかそういうの、ただ、対象ターゲットの年齢層もあるでしょうから、いろいろそこの兼ね合いはあると思うんですけども、そのところを再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 栄養指導のフードモデルにつきましては、今回は乳幼児に対す

る離乳食用のフードモデル、こちら9パターンの離乳食のセットというものを購入しております。

それから、体力づくりの備品を選定するに当たってというところですが、基本的には生涯学習、あるいは体育振興とかそういった担当のところと相談をして、購入をして効果的に使用できるものというところを検討しております。やはり国保の会計から出るというところもありますので、広く皆様が使って健康づくりに役立つと、あるいは体力づくりに役立つというところを目的に購入をしております。

今後もそういう趣旨で購入を続けていくかどうかについては、一定程度実は体力づくり等でも広く使われるものについては充足しつつあるというところもありますので、その辺転換期ではないですけれども、再度どういったものがいいかというところについては検討をしていきたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体分かりました。そこで、ほぼほぼこういった事業が見込みついたということなんですが、体力づくり等に関しては、やはり教育委員会事務局のほうと検討するんでしょう、検討というかいろいろ相談なりなんなりしてやるんでしょうけれども、そこでこういった予算というか保健の部分ということで分かるんですけども、今後このままずっと続いてくのかどうか、こういった事業が、そのところを伺いたいのと、昨年バレーボールのネットを買ったということなんですか、バレーボールはどちら側で使われているのか。よほどいっぱい使っていて傷んだり何かしたために購入したのか、その点お分かりでしたら伺いたいのと、あとボッチャのボールはこの事業で買ったのかどうか、確認させていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まずバレーボールのネットに使用するアンテナの部分で、両端に立てる、あれが6セット購入したという内容でありますて、ちょっとネット全体で何張りあるかについてはちょっと存じておりませんので、御容赦いただければと思います。

それから、ボッチャのボールについては恐らく国保の会計からの購入ではないのかなというところであります。

それから、今後の見通しと申しますか、執行についてですが、やはり先ほども申し上げたとおり効果が出るものというところを主眼において選定する、あるいは備品にこだわらずこういった体力づくりであるとか、健康づくりに役立つものとして支出していくべきというとこ

ろはありますので、備品にこだわらず活用していきたいと考えております。（「答弁はあれなんだけれども、漏れていない」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 バレーボールが町内のスポーツとしていっぱいやっている人がいるんでしょうけれども、その活用度合いとかどういったふうにして確認したのか、もし現場のほうとかでお分かり、私も夜とか体育館のほうに行かないので確認はできていないんで、そのところ、そういった旨で買ったという、そのところが知りたかった。バレーボールが盛んできますます体力づくりをしてほしいという旨で今回選定したのかどうか、そのところの確認を再度お願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 担当課と広く使われるものというところで協議しておりますで、それは有効に使われているというところを判断しております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。3点お伺いいたします。

まずもって歳入からですね。不納欠損額が出ております。この内訳ですね、要因その辺お伺いします。

それから、附表のほうで私もちょっと見つけかねたんですけども、短期保険証の発行、それら何件ぐらい出しているのか、あるのかないのかまずその辺お伺いいたします。

それから、203ページの諸収入延滞金及び過料の中で、被保険者証の延滞金が発生しております。20万4,400円、これは保険税の延滞金ですけれども、何人で、何人なのか、率でいうと何%ぐらいなのかお伺いします。不納欠損額のほかに若干保険税の収納の中で、昨年より若干下りているという説明でも97.1%、パーセンテージにするとかなり高く見えるんですけども、額が大きいから数字を見ると1,000万円の収入未済額が出ております。それらに現年度分が多く1,000万円滞納があります。それを続けていくとどんどん増えていくので、今後これをどのようにして減らしていくというようなお考えでいるのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 不納欠損につきましては、時効により消滅したもの、それから執行停止3年経過により消滅したものというものがありまして、時効により消滅したものは2件で1万5,900円、それから執行停止3年経過したものにつきましては、4人分で57万

5,955円というふうになっております。ちなみに、時効により消滅したものは平成27年度課税分、執行停止につきましては、平成27年度から平成29年度課税分となっております。

それから、短期保険証についての附表への記載についてはございません。震災後はこれを実施しておりませんので、それに適応するものがないというところであります。

それから、延滞金につきましては、88件で20万4,400円という内容になっております。率につきましては、令和2年度以前分と令和2年度分とこれが徴収税率と申しますが、延滞率の掛ける割合がちょっと違うんですけども、令和2年分につきましては8.9%、令和2年以前分についてはちょっと詳細ではないですが、特定基準割合プラス7.3%という内容になっておりまして、8.9%前後の率ではないかという内容になっています。本則上は14.6%となっておりまして、一定程度社会情勢あるいは近隣の状況に合った形で率は下がっているという内容であります。

それから、延滞金の総額が今回増えているのでどうかということにつきましては、実は滞納繰越分につきましては、前年度並みに頑張った分があったんですが、実は決算書を見ていたら現年度分の未納分がちょっと例年より多いというところで総額の滞納額が増えたという内容になっております。この分につきましては、出納整理期間に十分な徴収がなかなかできる状況になかった、1つは大きくはやっぱり派遣でいらした職員の方のマンパワーが大きくて、そういう方々に助けられてこういった延滞金については、すみません、滞納分については整理が進んでいた現状がありまして、この高い収納率を維持できたというところであります。これが派遣職員等が今減っている、実際にはいないんですけども、そういう中で維持していくのはなかなか難しいことであるというところと、やっぱり人材育成を考えながらこういった滞納に対する知識、あるいは技術というものを継承していく必要があるというところでこれからも努力していく必要があると思っております。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 収納率については、支援の人たち、応援の人たちの手を借りて収納率が伸びているということをお伺いしました。さて、支援の人たちがいつまでもいるとは限らないんですね。自分たちの職員、少ない職員の中で未納の分をいかにして徴収するかということが一番大事なことですので、今後とも気を緩めず、現年度分から残さないというような担当部署一丸となって徴収に当たられていただきたいと思います。

それから、短期保険証の発行していない、震災後していないということなんですけれども、やはりこれ必要ないとお考えでしょうかね。今病院に行っている人が納めなくて、かかんな

きやない、そういう人が保険証がなくて行けない、そういう人たちがいるとしたら我慢して病院に行けない、保険証がないから行かないという人たちがいるんでなかろうかなと推察されるわけですけれども、その辺の心配はいかがでしょうか。

それから、不納欠損ですけれども、2件と4件ということなんですけれども、金額的にもつとあると思うんですけれども、要因は分かりました。

それから、パーセンテージ、延滞金の14.6%ということは分かりました。これも89件ということでかなりの人が滞納して高い14.6%というものの延滞金を払っているということの実態が分かりました。

それから、今後の収納に対しての心構えというか幾らでも未納を防ぐための施策というものをどのように考えていくのか、その辺お伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず短期保険証の交付についてですけれども、これは発行していないということは全ての方に通常の保険証が配られているというところでありますので、医療機関には必ず1人1枚持っているというような状態です。短期保険証につきましては、1年間の通常有効期限あるんですが、それを短期に縮小して納税相談をするなり、そういうところを踏まえながら保険証を御使用いただくというような指導が含まれているものでありますし、今般最後の御質問にもつながりますけれども、滞納額を縮減するための1つの方法としては、こういったところも震災前と同様にやっていく必要がある。あるいは、現在宮城県の国保と一緒に財政を一つにしてやっているところでは、他市町では短期保険証を使用しております。短期保険証を使用していないのはごくわずかな保険者になっておりまして、これに対してもやはり県内一律の統一性を持つというところが必要でありますので、これについても町としては使用の方向で検討していく必要があるというところであります。

滞納額縮減について、先ほどもマンパワーの減った分をというところでは、知識とか経験とかそういうものを積み上げていく必要があるというところもありますが、やはりマンパワーの充実というところも必要であるというような認識をしておりますので、その辺についてもその担当等に働きかけて意を用いていくようにしたいと考えております。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ただいま収入未済の話もありましたが、附表の176ページに健康保険税収入未済額調べ、調書じやないんですかね、調べですかね、下から2段目に還付未済があつてマイナスが92万4,000円、この要因といいますか、やむを得ないものだったのか、事務的なミ

スによって還付してできなかつたものが今年度還付したのかという部分について1つ確認したいのと、全般的なことになりますが、決算書の212ページに保健事業費があります。予防とか健診とかの費用ではありますけれども、この支出済額は1,154万円です。特別会計全体での歳出のほうですか、歳出は18億円ありますので、全体の0.5%予防とか健康な方を増やして医療費の増大を防ごうというところに対する予算額執行できたものが非常に額としては少ないのかなと。

一方、予備費を見ると、1億1,000万円ございます。保健事業費に充てた10倍予備費で不用額で下ろしてしまっている現状があるわけですね。特別会計の年度間のやりくりというものは様々な年度を越える部分に備えなければいけないとか、需要があることは承知しておりますけれども、全体としてもう少し予防健診というものに注力しても罰は当たらないのではないかなどといいますか、むしろそこを充実させて医療費の増大を防いでいくという方向性が1つ必要なのではと、この決算から見えてくるのではと思いますが、どのように分析しておられますでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、176ページの還付未済額につきましては、年金等で特徴になっている分がございます。それが実際年金から天引きして税に入れているんですけれども、それがここ外れたりしたときに還付が生じることになるんですけれども、改めてその還付するときにすぐ還付してしまうと、その後に実は日にちのさかのぼりで更正があつたりというところで、さらに再度徴収、還付した後に再度徴収するというような事例が多々あるので、すぐに還付の手続には入らず3か月等において、その間に再請求がないことを確認した上で還付するということがあるために、年度をまたいでしまって、ここに未済額があるというところであります。これを小さくしたいなとは思うんですが、結果的には納税者に負担を求めることになりますので、現状で行うことのほうがベターなのかなという判断で今やっています。

それから、保健事業費が全体の予算に比較して小さいのではないかと、委員御指摘のとおり、やはりこれについては小さいなと感じております。現に当初ではこれに500万円の予算を上乗せしてつけている。令和2年度については特殊な年度というところもあってこういった執行がなされなかつたというところでありますが、やはり健康づくりあるいは疾病、そういう予防そのためにはこここのところで十分な機能を働かせることによって健康な方の町民を増やすということにはつながっていくのかなというところですので、充足していきたいという考

えではあります。

さりとて予備費をこれに充当してはというところではありますが、実は保険給付の額がやはり大きくなると、予算がないと執行できなくなるものですから、一定程度の余裕を持たなきやない部分がありまして、そういういざというときに備えてこの予備費というのは、執行しないでも置くのが健全的な運営というところであります。ただ、額につきましては適性を保つようにというところで考えております。

○委員長（星 喜美男君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 還付金については分かりました。還付をしてもう1回徴収してまた還付してみたいなそれこそ被保険者の皆さんのはうが手間でしょうので、これが一定程度年度またぐ場合に出てきてしまうということにしようがないのかなというふうに理解いたしました。

予防保健事業費に関しては、分かれます。全体が歳出の全体の中で一番多いのが給付なので、事業をやるという皆さんそういう工夫が反映される部分ではなくて、義務的にお医者さんにかかったんだから給付費として出さなきやいけないという、自動的に出ていかなければいけない部分の予算が大きいので、そこが万が一足りなくなったら困るよねということの予備費の額が一定程度確保してあるというのは今まで何回かお聞きしたことではあるので、理解はしているつもりなんですが、割合から見て保健事業費に充てている10倍予備費があるというのは、やっぱりどうもさびしいなといいますか、もうちょっと何とかならんのかなというところがありますので、健全な特別会計全体の適正な会計規模を維持しつつ、保健給付じゃない以外の部分ですね、保健事業の部分で南三陸町の健康維持に関してはこういった特色のあることをやっているよと、行政の皆さんの色を打ち出せる部分だと思いますので、もう一つ、二つ工夫を加えて次年度以降に発揮していっていただければというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 予備費の額につきましては、給付費の約1か月分が必要であるというふうに言われておりますので、やはり1億円を超える額については必要であるかなというところであります。

それから、保健事業については南三陸町の特色、疾病の傾向とか、そういうところを見ながら効果的にやるべきであろうというところもありますし、広くそれが受け入れられるような事業の持つていき方というのは、今後とも検討していきたいと考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 211ページですね。211ページの出産育児一時金とそれから葬祭費、ここに294

万円の支出済みがあります。葬祭費が150万円出ております。附表によると8人、出産のほうは8名、それから葬祭費が32名と附表にありますけれども、この1人当たりの額ですね、割れば分かるでしょうけれども、大体35万円出産育児については35万円くらいかなと思われるんですけども、一応1人幾らなのか。葬祭費と出産育児。

それから、213ページの保健事業普及費の中で、報償費、健康づくり大会等報償費が8,880円で、不用額が6万2,120円出ております。これもコロナ禍で健康づくりの大会ができなかつたということは想定されますけれども、何か中でできる、全体を大勢でやるんではなくて、小分けにしてもできなかつたのか。今高齢者の人たち中にはばかりいるので、大分ストレスもたまっているので、お話を言つただけでも、皆さんのが見ただけでも、それは地域のつながり、コミュニケーションづくりに役立つかなと思っております。その中でこれを有効活用できなかつたのか、その辺、その3点をお伺いいたします。それから、3点ずつだからもう1点あつたんですけども、3点お伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、出産一時金と葬祭費の関係ですが、附表の179ページの最初に7件で1件当たり42万円という記載がありますので、8件という記載はちょっとないんですけども、御確認をいただければ。その次のページの葬祭費についても30件で、1件5万円という記載になっておりますので、そちらも見ていただければと思います。

それから、保健事業の中の報償費、こちらにつきましては国保単独ではなくて、実はいきいき百歳体操と連携して実施した内容でありますて、参加人数は410名の方にちょっとした粗品ではあるんですけども、提供したというものが内容になっておりまして、その内容につきましては3つのケアグッズということで、歯間ブラシであるとか舌クリーナー、トゥースミラー、あるいはウエットティッシュ、こういったものを配布しておりますので、金額は些少でありますが、多くの方に対して活用したという内容になっております。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 出産育児金と葬祭費の件では、私は177ページ見て、私の見方が違っていたのかなと、そこでは被保険者証の増減状況ということで出生が8、死亡が32で、ここを見たもので、その辺私の少し勘違いがあつたようです。42万円ということと、30名で1人5万円ということなんんですけども、この出産育児金42万円、今1人出産するのに42万円では収まらないんです。年々私いつも何とか町の宝を産んでもらうんだから、特別な手当、特別な仕組みをつくつたらということをおっしゃっていますけれども、ここでもやはり国保条例の中に

あるでしょうけれども、そこを見直すというような42万円ではなくて、見直す方向が今後あるかどうかということをお伺いしていきます。

それから、213ページの健康づくり大会、些少なりとも商品だという、410名集まったということなんですけれども、これを7万1,000円の予算で支出済額8,880円、そのうちの6万2,000円を不用額としたということはいかがなものでしょうか。これで健康づくりな事業が十分できたとお考えでしょうか。その辺お伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 出産一時金につきましては、国保だけでなくほかの保険との遜色もないような金額というところを1つの基準としております。やはり他保険等で高額なそういう支給がなされている場合については、国保についてもそういう上乗せが必要になるのかと。ちなみに基準額よりちょっと額は忘れましたが、基準額より上乗せして支給している現状ではあります。さりとて足りないのは明白ですので、その辺他保険との均衡を見ながら検討していく必要があるのかなというところであります。

健康づくりについて、執行した額が少な過ぎるというところの御指摘ですが、1つは効果的にあるいは必要となるもの、そういうものを提供した、あるいはその健康づくりをタイアップしてやった保健福祉課等と相談しながら、このものについては選定をしたつもりでありますが、やはりコロナ禍の中で展開する上で、100%できていないところもありますので、執行できなかった分が残額として残ったと。全額執行するつもりでというところよりは、やる上で必要なものを確保しながら行うというところで、実施してまいりたいと考えております。

○委員長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 総合戦略の中で子育て世代応援券ということで、出産された方第一子には3万円、第二子には5万円、第三子には10万円というそういう応援券を配布しております。ちなみに附表の70ページを御覧いただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 応援券、それは皆さんからも言われているんです。券ではなくて現金のほうがいいなという人たちも多く言われております。ただ、3万円、5万円、それで町の出産する方が果たして喜んでもらえるかというと、今1人産むのに四、五十万円かかるんです。だから、町でそういう額を出していたというなら、それに上乗せして町の将来、町の宝を産むので、本当に今50人か60人しか生まれていないんです。そこを今後とも若い人たちに二子、三

子せめて三子まで産んで産まれるような施策を考えていかなきゃない。そうすると、やっぱり若い人たちに聞くと、1人100万円もらうと言えば産むよという人たち、若い人たちの声を聞いております。いや、町長こう言いますけれども、現に私は聞いていますよ、そのぐらいもらえば産むよということで。最初は投資だと思ってそのぐらいの額をぼんと出す意気込みでやっていただきたいと思うんです。

ちなみに、高齢者の100歳には50万円、合併で歌津が100万円、志津川50万円、中を取って50万円にしたわけですけれども、そのぐらいの100歳まで働いて御苦労さまでしたというようなねぎらいのためにそのぐらい出していると。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員、もっと簡潔に行ってください。

○及川幸子委員 ですから、その辺に町も力を注いで出産費用を町独自のものを上乗せしてはいかがでしょうかということを言いたいんです。

○委員長（星 喜美男君） 答弁あるの。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） やはり国保だけでなく、出産する方、社会保険の方もおりますので、そういう偏りがないような形でここについては検討するというところですし、あと一般会計についてはそういうところを踏まえて検討されると思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） それでは、認定第3号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

同様に、決算の全容について御確認をいただきたいと思いますので、229ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は、歳入総額1億4,738万5,052円、歳出総額1億4,084万6,300円、歳入歳出差引額653万8,752円で決算をいたしました。令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和3年度への繰越金となるものでございます。

決算書の219ページにお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、構成比73.0%、対前年はプラスの5.2%。

2款使用料及び手数料、構成比は0.0%、対前年ではマイナスの26.7%。

3款繰入金、構成比23.5%、対前年ではプラスの3.0%。

4款繰越金、構成比は3.4%、対前年ではマイナスの14.1%。

5款諸収入、構成比は0.2%、対前年ではプラスの370.1%となってございます。

歳入合計では、対前年からプラスの4.0%となってございますので、ほぼ前年並みの決算と言えるかと思います。

以上が歳入の内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 歳出は被保険者が給付金を受けた額のうち負担すべき額を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するのが主な支出となっております。

227ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算に対し執行率は100%、対前年比較では2.8%増となっております。前々年度の給付実績に応じ負担を求められた額となっているものであります。

2款諸支出金は保険料の過誤納還付金です。歳出合計において予備費予算を除いた執行率は99.6%となっております。

簡単ですが、以上で後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局長が退席しております。

次に、認定第4号令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） それでは、認定第4号令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

それでは、決算の全容について御確認をいただきますので、決算書の262ページを御覧願いたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は、歳入総額16億5,746万1,980円、歳出総額16億875万6,466円、歳入歳出差引額4,870万5,514円で決算をいたしました。令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和3年度への繰越金となります。

では、決算書の230ページにお戻り願いたいと思います。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年比較について申し上げます。

1款保険料、構成比18.9%、対前年マイナス1.8%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年マイナス2.1%。

3款国庫支出金、構成比22.9%、対前年マイナス3.8%。

4款支払基金交付金、構成比24.4%、対前年ではプラス7.7%。

5 款県支出金、構成比13.9%、対前年プラス7.2%。

6 款財産収入、構成比0.0%、対前年プラス21.7%。

7 款繰入金、構成比14.2%、対前年プラス2.6%。

8 款繰越金、構成比5.7%、対前年プラス5.4%。

9 款諸収入、構成比0.0%、対前年マイナス95.6%。

232ページ、歳入合計になりますが、歳入合計につきましては、対前年でプラスの2.1%となりましたので、こちらもほぼ前年並みの決算と言えるかと思います。

以上が歳入の内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、歳出について説明させていただきます。決算書246ページ、247ページをお開きください。

1 款総務費です。執行率は92.7%です。対前年度比は5.5%の増額となっております。

続きまして、項別に御説明いたします。

1 項総務管理費です。執行率は92.4%、対前年度費では133万8,000円ほど、率にしますと8.8%の増額となっております。この項につきましては職員人件費や事務的経費を支出しております、増額の要因につきましては、13節委託料のシステム改修費と第8期介護保険事業計画策定業務委託料による増額となっております。

次に、2 項徴収費です。執行率は81.7%、対前年度費では12万9,000円ほど、率にしますと8.2%の減額となっております。こちらにつきましては保険料の納入通知書作成等に係る経費であります。

次に、3 項介護認定事業費です。246ページ、247ページ下段から248ページ、249ページを御覧ください。執行率は95.5%、対前年度費では15万2,000円ほど、率にしますと約1.9%の増額となっております。こちらにつきましては、介護認定審査に要する経費で、増額の事由につきましては介護認定ソフト用端末の新規契約による増加によるものです。

続きまして、2 款保険給付費です。執行率は98%です。また、前年度との比較では4.1%の増となっております。給付費 1 項介護サービス等諸費につきましては、1 目居宅介護サービス給付費のほか在宅介護サービス全般に増加が見られ、5 目施設介護給付費が前年度費0.7%ほど減となっております。

続きまして、250ページをお開きください。

給付費の2 項介護予防サービス等諸費につきまして、1 目介護予防サービス費のほか全般に

前年どおりでしたが、3目地域密着型介護予防サービス費が前年度費14.8%ほど減となっております。

なお、各給付項目の詳細につきましては、決算附表190ページから191ページに記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、254ページ、255ページをお開きください。

3款地域支援事業費です。款としての執行率は87.4%です。また前年度との比較では0.4%の増額となっております。

詳細について御説明申し上げます。

1項1目介護予防生活支援サービス費です。こちらは要支援1及び要支援2の方のサービス給付に係る目で、昨年度比較で13.6%ほどの減となっております。

次に、2項1目一般介護予防事業費です。254ページから257ページを御覧ください。

こちらは介護予防事業に係る事業費等を担う科目です。前年度比で申し上げますと78.2%の減となっておりますが、この主たる要因は人件費によるもので元年度まで2名分の人件費を介護予防事業費に計上しておりましたが、2年度より4目生活支援体制整備事業に組み替えたことによる減となっております。地域介護予防活動支援事業として、いきいき百歳体操をメインとした介護予防活動を展開しておりますが、コロナ禍において活動を自粛させていただきました。

次に、3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費です。こちらは地域包括支援センターの運営に携わる専門職員等の職員人件費及び相談事業等における経費を支出しております。前年度と比較いたしますと額で339万円ほど、率にいたしますと21.9%の増額となっております。こちらについても人件費の支出を2名から3名分に変更したことによる増加です。

次に、3項2目任意事業費です。こちらにつきましては、在宅介護家族への支援としての家族介護用品支給事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。前年度比は17%の減となっており、家族介護用品支給事業の支給者の減少によるものです。

次に、3項3目 在宅医療介護連携推進事業費です。こちらにつきましては、在宅要介護者についての医療・介護の連携に係る費用を担う科目ですが、関係者の協議等が主たる事業のため、御覧のとおり目立った支出はありませんでした。

次に、258ページ、259ページをお開きください。

3項4目生活支援体制整備事業費です。こちらについては、職員の人件費、生活支援コーディネーター2名分の委託料です。前年度と比較いたしますと、率にいたしますと235.1%の増

額となっておりますが、こちらも職員の人事費の組み替えによるものです。

次に、3項5目認知症総合支援事業費です。こちらにつきましては認知症対策に関する事業経費です。執行率42.3%となっておりますが、新型コロナウイルス感染症防止のため事業を縮小したことによるものです。

次に、4項1目審査支払手数料です。こちらにつきましては介護予防ケアマネジメント費に係る国保連への審査支払手数料です。

続いて、4款基金積立金です。款としての支出済額が4,700万2,236円となっており、執行率はほぼ100%です。積立金につきましては、給付に至らなかつた保険料財源等について財政調整基金に積立てを行うもので、これによりまして附表188ページに記載しているとおり年度末の財政基金総額が2億7,519万円ほどになりました。

続いて、258ページ、259ページ下段から次ページをお開きください。

5款諸支出金です。款としての執行率は99.3%です。また、前年度との比較では52.3%の増額となっております。

1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金です。こちらにつきましては第1号被保険者に係る過年度分の保険料還付分です。前年度比較144.1%の増となりました。

次に、2目償還金です。執行率はほぼ100%、また前年度との比較では32%の増加となっております。こちらにつきましては、過年度分の決算の確定に係る国庫及び国の負担金並びに支払基金のそれぞれの額の確定に伴う返還金です。

次に、3目第1号被保険者還付加算金でございます。支出はありませんでした。

次に、2項繰出金1目一般会計繰出金です。執行率はほぼ100%です。また前年度との比較では約123%の増となっております。こちらにつきましては、先ほど1項2目の償還金で申し上げました返還の町負担分でありまして、前年度事業分の余分な町の負担について一般会計に返したというものになります。

次に、6款予備費です。支出はありませんでした。

歳出合計、支出済額16億875万6,466円、執行率は97%、対前年度比では約7,933万6,000円ほど、率にして5.2%の増となりました。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

まず附表の189ページ、3の認定者数の状況ということで、各要介護の人数が少しづつ減っているんですけども、この昨年度末と本年度末で、どういった、回復してこう減ったのか、その辺状況どのように分析しているか伺いたいと思います。

あと、同じく189ページ、一番下の感染症による減免状況ということで、このように出ていますが、本年度はどのような状況でもし減免があるようでしたら、伺いたいと思います。

あともう1点は、附表の193ページ、一番上の保険給付費について伺いたいと思います。事業の内容及び成果というところで、先ほど課長の説明ですと施設介護のサービスの給付が若干減っていると、そういう説明がありました。そこで伺いたいのは、その下の用務費購入と住宅改修費について伺いたいと思います。いずれも55件、12件あるんですが、上の給付費に比べると桁が違って少ないんですけども、もしどういった状況の補助なのか、この購入費を補助率を上げるとかいろいろして、増やすことによって居宅の介護が増えるのかどうか、そのところを確認させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 認定者数の状況が少しづつ減ってきてているということですが、認定率も18.47%ということで全体的に減ってきておりますが、全体的に高齢者数も徐々に減少してきているということが原因かと思われます。

それからあとは、減免の状況なんですが、昨年度は介護保険料の減免総額に対してその全額を国の財政支援があったことから、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を講じておりました。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の町内の感染状況を踏まえまして、現時点では減免措置の延長は行わないものとしております。ただ、今後新型コロナウイルス感染症の拡大により収入の状況とかが大きく、影響が大きくなつたと認められる場合には、また再度検討したいと思います。

それから、3点目の施設サービスの給付額が減ってきてているということなんですが、各施設のほうにこの給付が減った原因というのを確認させていただいたところ、特別何か大きな原因があつたわけではなくて、たまたま入所していた方が骨折であつたり、長期の入院を要するような状態であったというような施設さんの御回答がありました。あとは通常どおり受入れが可能でしたというような施設もあり、それぞれ施設によっては状況が違つたようで、特段例えればコロナで何かユニットを閉鎖しているとかそういうことはありませんでした。

あと、在宅改修費につきましては、件数が少ないとというのは、震災で皆さん御自宅を新築しておりますので、非常にバリアフリー住宅に皆さんなっておりますし、それからもう建設の時点ですすりの設置等も行われているというようなことで件数が少なくなっているのかと思います。

それからあとは、介護用品の購入費についてもなんですが、10万円を限度としてポータブルトイレとか、それから入浴の補助用具ですかね、そういうものが購入費として認められておりますが、ポータブルトイレも大体2万円前後で購入できます。2万円のものを購入したとすると、1万8,000円を介護保険から後で還付し、2,000円が御自身の御負担ということですので、特段今購入費のところで限度額を超えて大変ですというような御相談等は伺っておりませんので、当面介護保険法に基づいた形で進めていく予定であります。

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 認定数が減っているということは、年寄りの方が増えているということで分かったんですけども、そこで認定の際に伺いたいんですけども、例えば要介護2から急に4とかになるとそういうケースはあるのか。いろんな個人によるケースバイケースなんでしょうけれども、そういった飛び級というんですか、そういった部分の認定はどうなのか、その点、もしお分かりでしたら伺いと思います。

あと、減免に関しては今年はまだしていないということなんですかね、昨年減免を受けた方たちは今年度から復旧しているのかどうか、その点だけ確認させていただきたいと思います。あと、給付費に関しては分かりました。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 要介護認定については、とにかく調査に行って審査した後の介護度ということなので、例えば前の日に調査をしたんだけれども、その次の日に非常に重篤な状態になったという方もいらっしゃいます。そういう場合についてはもちろんまた変更申請をしていただきながら、また再調査ということなので、急に2から4になったりということはもちろん通常であり得ることです。あと逆に入院中は要介護3とか重度でありましたが、数か月後に在宅になったときに実際は本当に介護保険を利用しなくても大丈夫なような状態になられる方もいらっしゃいます。

あとは、減免された方々が復旧されているかどうか、経済的にということですかね。（「保険料」の声あり）保険料、保険料については特段その方々について今どのような状況かというのをこちらでは把握はしておりません。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかにございますか。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 1件だけお願ひします。

193ページ、附表のですね、事業の内容及び成果とその下の事業の内容及び成果なんですが、居宅介護住宅改修費、その下の介護予防住宅改修費の違いと、利用する限度額を教えていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 同じく住宅改修費とそれから介護予防住宅改修費については、介護予防でついている方については、要支援1、要支援2と判定された方、それから上の欄については介護1から介護5までの方というふうに分けてあります。一応限度額につきましては、ともに20万円を限度としております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3点お伺いいたします。

決算書の239ページです。介護保険料の徴収なんですけれども、不能欠損額8,100円、収入未済額これまた△の50万3,450円、この詳細をお伺いいたします。要因ですね。

高い収納率ですけれども、特徴から介護保険は皆徴収になっているので、それが反映されているものと解します。

それから、249ページの介護認定事業費の中の13使用料及び賃借料ということで、ここでコピー使用料が104万3,000何がしのお金が出ております。このコピー代がこのぐらいかかるということは、印刷したほうが早かったのではないかなと思われますけれども、この要因ですね、お伺いいたします。

それから、255ページ、一番下の下段ですね、一般介護予防事業費の中から12委託料介護予防教室委託料、今回はコロナ禍のため実施できなかつたとの説明ですけれども、不用額が126万円、支出済み額が202万5,000円ほど出ております。コロナ禍のためにできなかつたとおっしゃられましたけれども、どこに委託して、これも何か工夫されなかつたのかどうか、その辺、3点をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 収納の関係は当課で担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

不能欠損につきましては、1件、時効の援用により不能欠損となつたものであります。それ

から、収入未済額のほうがマイナスになっているという要因につきましては、附表の188ページのほうの下の表、こちらに収入未済額調べがありますが、国保のときも説明した内容と同様に、年金等の特徴により徴収しているところですが、還付が発生した時点で速やかに還付すると、さらに徴収する場面が出てくるというところがありまして、その再徴収がないことを確認した後に還付するために、一時的に還付をしないで手元に置いているためにこの額が還付未済額というところになっているものであります。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、2点目の御質問ですが、コピー使用料についてですが、介護認定審査会をするときに委員さんの方に毎回資料を印刷してお渡ししております。40名分の審査資料となりますので、かなり枚数的には多く、それからそれを月2回ずつ実施しておりますので、これぐらいのコピー使用料になっております。

それから、介護予防、何ページでしたっけ、255ページの一番下段のところの介護予防教室委託料というところですが、こちらにつきましては、セントラルさんとそれから社会福祉協議会さんのほうには百歳体操、それから健康デザイン研究所というところでは百歳体操の細かい指導のところをお願いしております、現時点では3か所に委託をさせていただいております。

コロナ禍のためにこの予防事業ができなかったというところなんですが、私どもも非常に教室を開催できないことで、高齢者の方が機能低下するということがすごく懸念されまして、まずはチラシのほうを配布させていただきながら、御家庭でとにかく御自身ができるようなことをチラシのほう、パンフレットを配布させていただいたり、それから後はやっぱり一番身近、毎日の生活のことですので、一番気候のいいときにはお散歩を勧めて、余り密にならないような散歩の仕方をお勧めしたりということをしておりました。

また、高齢者の方の集まりで非常に私たち懸念しているのは、マスクは着用はしてくるんですけども、皆さんお話しをするときにマスクを外してお話しをする方が非常に多いんですね。それで、そういう細かいこととは言いますが、一番大切なところですので、例えば緊急事態宣言でこの教室だったり、集まりの会を中止して再開するときには、1件1件保健師が訪問というか、その会に出向きて、マスクの着用の仕方であったり、それから手指消毒の仕方であったりということを指導しながら再開を進めてきたというようなところあります。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 その△になったマイナス要因については、還付の要因があったということです。すごい収納率、100.16%と特徴のおかげだなということがこの辺にも効果が表れております。引き続きこれは特徴を続けて、介護保険料特徴からの介護保険料の徴収に努められていただきたいと思います。

それから、月2回のコピー使用料、164万3,000円、これというのはコピーを月2回ずつ配布しているということなんですかけれども、印刷した場合とコピー使った場合、これどう、やはりコピー代のほうが安上がりなのか。その辺検討したことあるのかないのかお伺いいたします。

それから、予防事業の教室なんですけれども、セントラルさん、社協さん、デザイン、何と言いましたか、会社の名前、デザイン、（「健康デザイン研究所」の声あり）デザイン研究所、（「健康デザイン研究所」の声あり）3社のほうに委託しているわけですけれども、非常にこの事業は地域密着で高齢者の人たちには生きがいを感じられる場所、居場所かなと思われます。それぞれ委託しているわけですけれども、今コロナ禍でこれができない状況、セントラルさん、社協さん、デザイン、この3社のうち全てそうなのか、何かどこか1社ちゃんとされていますということができているのかというのが、コロナ禍であってもやっぱり高齢者の人たちは地域でお話、コミュニティーをつくっていかないと、どんどん話し相手がないとどんどん下りていって、認知症になりやすい傾向があるんではなかろうかなと私的にはですよ、そう思われるんですけれども、その辺いかがでしょうか。プロの立場から見た感じ。

現在も、この今の令和3年度もこのようにコロナ禍にあって、状況が2年度と違ってどうなのかということも併せてお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほどのコピー使用料につきましては、非常に時間的に先生の意見書それから調査員さんの調査票を準備して、そしてまたそれをミスがないか確認をしなければならないというかなりの膨大な作業で、期日がきっちと審査会の最低でも1週間以上前には委員さんのはうにお渡しし、委員さんそれがまたそれをチェックしという流れになっておりますので、印刷というよりはコピーで迅速に対応したほうが私は効果的だと思います。

それから、あとは教室につきましては、全て中止にしているわけではなくて、緊急事態宣言であったり、町内の発生者が出てきたりとか、そういう状況を見ながら開催しているのであ

って、全て実施していないということではありませんので、どの例えれば事業所がでけて、どこができないかということではございません。本当に感染状況を見ながら判断して進めさせていただいております。

今後どうなるのかということなんですが、高齢者の方もワクチン接種もしたし、そろそろ開始していいんじゃないかなという声も上がっておりまますので、現在準備段階そろそろ入っているようなところですし、あと会によってはやっぱり換気の状態がよくないので、もうちょっと様子を見ようかとか、それは会の状況に合わせた形で無理強いでこっちでやりなさい、やりなさいということではなく、なかなか足が進まなくてちょっと止まっているようなときには、保健師のほうからお声がけをさせていただき、先ほどお話ししたようにちょっと予防講話をプラスしながら、出向いてお話をさせていただいたりというようなことで、本当にそのときの状況で対応させていただいているところです。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 コピーの関係は審査票だということなので、それはわかりました。審査票は何も印刷できるものでないので、その辺ただいまの説明で理解いたしました。

それから、介護予防教室いろいろとお伺いしましたけれども、令和3年度に向けてはそろそろということでぜひこれを実施していただきたいので、コロナに負けない、そういう施策をしていっていただきたいと思います。

以上終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） それでは、認定第5号令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに決算の全容について、御確認をいただきます。決算書の273ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は、歳入総額3,057万7,861円、歳出総額2,863万396円、歳入歳出差引額194万7,465円で決算いたしました。令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和3年度への繰越金となります。

決算書の263ページにお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比28.0%、対前年プラス4.6%。

2款県支出金、構成比0.2%、対前年プラス0.9%。

3款繰入金、構成比68.7%、対前年プラス1.4%。

4款繰越金、構成比1.7%、対前年マイナス87.4%。

5款諸収入、構成比1.5%、対前年プラス5.4%です。

歳入合計では、対前年マイナス8.6%となってございます。

なお、御覧のとおり、調定額イコール収入済額となっておりますので、収入未済額は発生しておりません。

以上が歳入の説明になります。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） それでは、認定第5号令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部について御説明いたします。

まず決算事項別明細書271ページ、272ページを御覧いただきたいと思います。

市場事業特別会計全体の歳出合計については、支出済額2,863万396円、執行率95%、対前年度比13.1%の減となっております。

それでは、目ごとに説明いたしますので、269ページへお戻り願います。

1項市場事業費 1目市場管理費ですが、これは市場の施設設備等の維持管理に係る費用でございます。支出済額2,259万8,599円で、執行率95.1%、対前年比49.2%の増となっております。増額の要因は安定した市場運営を目的にした公営企業経営戦略策定業務を委託したためございます。

次に、2目漁船誘致対策費ですが、誘致実績がないことから予算の執行には至りませんでした

た。

続きまして、271ページ、272ページを御覧ください。1項公債費1目元金については、支出済額593万8,269円、執行率100%、対前年度比65.4%の減となっております。2目利子については、支出済額9万3,528円、執行率99.5%、対前年比85.3%の減となっております。

次の1項1目予備費につきましては、予算超過等による充当はございませんでした。

なお、決算附表については201ページとなっております。

以上、市場事業特別会計の細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございますか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 269ページで12節委託料であります。先ほど説明ありましたけれども、経営戦略の策定業務というようなことで600万円強の支出がされているわけですけれども、この経営戦略を策定するに大分金かかってんだなとう思ったわけですが、経営戦略の中から1つ案ですけれども、持続的な市場運営の構築というようなことで、市場の運営に関わる諸問題、協議検討する場を設置すると。そして市場の運営ルールの見直しを行うというようなことを掲げているわけですけれども、これは行われているんでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 本会議が終了いたしましたら、早速開催して、その辺のことは議論をするという形にしております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、次の項目、二、三点あるんですけれども、これが全てこれからというようなことになるんですか。この新たな卸売業者の下でいろんな役割分担体制を構築する、あるいはいろんな市場の関係者で設立する法人と、法人をする案もあるわけですけれども、その法人がこれから運営を担うんだというような計画があるようですけれども、これはどうなんでしょうね、これから本協議していくということになるんですか。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 運営者につきましては、これは志津川漁協も含めた考え方で検討してまいりるという形ですので、これまでの志津川漁協の考え方、それから買受人の考え方

であるとか、いろんな諸問題を一度あぶり出しているんですけれども、もう一度関係者、顔、膝を突き合わせて、しっかり検討した上で決めていきたい、それは何よりも市場の業績にかかるっておりますので、幸い今年度多少なりとも上方のほうにかじを切っておりますので、これからアキサケ次第ですけれども、状況を見ながらという形になると思います。

○委員長（星 喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 この令和2年度に予算を立てて、予算を投入してから計画を練ったと。まだ令和3年度になってまだそれが動き出していないということになると、2年にまたがってこれを検討することになるわけですけれども、そもそもこの案が出たのは運営する側が経営が厳しいというようなことから出たわけですから、その間の運営者側の赤字部門というものをどのように町のほうでは支援というか、どのように見ていくんですか。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 正式な会議はまだ開いていないんですけども、例えば個別に漁協さんであるとか、買受人さんであるとか、個別いろんな話合いは実はさせていただいております。ただし、課題についてなんですけれども、そういう状況で話合いは持っておりますが、まだ一堂に会した話合いをしていないというところでございます。

それから、市場の運営経費を圧縮するための方法としましては、さきの議会でも議案に上程させていただきましたフォークリフトであるとか本来町で管理すべきものについてしっかりと町側で購入をして、町側で管理をするというような内容でございまして、設備も含めて町側でしっかりと管理をすると。運営者については、しっかりと水揚げされた魚、本来の市場の在り方についてしっかりと運営をいただくという形に持っていくといふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 以前問うたときは、運営面で一般会計からの繰り出しもというような、そういう発言も聞いたんですよね。ですから、相対的な考え方でいくと、いろんな策を練ってどうしても運営、厳しいということについて、はみ出した分については一般会計からこれからも繰り出していくと、そして補っていくというような考え方になるのかですね、それで。

○委員長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○高橋兼次委員 もう休み時間だからね。それから、あれですよ、もともとこの市場の経費は水揚げ規模にすると20億円以上ないと何か合わないというか、そういう規模になっているわけですよね。そうすると、これからコストを圧縮していくには相当厳しいやり方をしないと、これに合わなくなってくるんじゃないかなと心配あるんです。そこを2つ。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 委員おっしゃるとおりでございまして、私のほうからお話しすることというのはそんなにないんですけども、一般会計の繰入れについては、当然本年度予算も昨年度より増額しておりますので、しっかり効果を見極めた上で財源を投入していくたいというふうには考えておるんですけども、その前に28年度から開設したこの市場運営に対して、先ほどの話ではないんですが、運営者側から、あとは買受人さん側からいろいろな団体からいろんな話を受けて、大げさに言うとひずみみたいなものもあると聞いておりますので、そういったところを改善する方策をしっかり取りながら、できるだけ経費の圧縮に努めた上で一般会計からの繰入れというものはしたいと考えております。

それから、すみません、あと何でしたっけ、もう一つ。

○委員長（星 喜美男君） いや、それで十分です。

ほかにありますか。（「はい」の声あり）

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○委員長（星 喜美男君） おそろいでですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長、保健福祉課長が退席しております。

認定第5号市場事業特別会計歳入歳出決算の質疑を続行します。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 附表の201ページ、2件ほど伺いたいと思います。

この運営状況ということで、ギンザケが大健闘といいますか、年々上昇して総水揚げ量の約半分47%、そして金額に関しては61%を占めるというそういう附表が載っています。そこで伺いたいのは、かつてのようにというかギンザケ現在やられている方も多くいると思うんですけども、新規の参入のようなそういった兆しはあるのか、ないのかその点確認させていただきます。

あともう1点は、基幹魚種別水揚げ状況について伺いたいと思います。ここに5種類だけ魚種が載っていますけれども、その他の分も分析しているのかどうか、ちなみにネウとかはどのぐらい取れているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） ギンザケにつきましては、委員おっしゃるとおりございまし

て、新規参入につきましては、今のところはないという状況になっております。

それから、基幹魚種ですけれども、これ以外にアイナメであるとか、ヒラメであるとか、そういういったものはカウントしているんですけども、ネウについては……、（「アイナメがネウ」の声あり）ございません。

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ギンザケに関しては、これほどいいと言うんですけれども、年々、もし以前のギンザケの養殖がよかつたときみたいに、もし参入するとなったら、町としてのというか補助類は補助関係は充実しているのかどうか伺っておきたいと思います。

あと基幹魚種なんですけれども、例年この附表を見るんですけれども、この基幹魚種の順番がサケ類、ギンザケ、イサダとなっているんですが、かつてサケがよかつたときのランキングのままかと思ってあれましたんですけども、そこで再度伺いたいのは、このほかの魚種で漁師さん取ってお金になるような魚種というのはあるのかどうか。ちなみにアイナメがデータがあるそうなので、アイナメのデータを伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今のところ新規の参入に対する支援というのは特段当課では考えておりませんけれども、そういうお声があれば、ぜひ御相談していただきたいというふうには考えております。

それから、アイナメですけれども、4月から8月までの今年度の数字ですけれども、金額にしますと360万円ほどの水揚げがあるというようなところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ギンザケに関しては分かりました。そこで、基幹魚種なんですけれども、こういった5種目以外にもいろいろ先ほど言ったような魚種等を町内で食べられるような何かそういういった働きかけというか、する必要もあると思うんですけれども、そのところはどのように取り組むのか、ちなみに地元の魚で飲食店等に提供するようなそういう動き等は促す必要ないのかどうかだけ確認させていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 既に町内の飲食店につきましては、卸業者を通して購入しているとか、あとは直で購入しているとかそういうことをしておりますので、改めて観光PRということで入っていたりはしますけれども、改めて当課のほうからということは今はしておりません。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） それでは、認定第6号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御説明いたします。

決算書284ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は歳入総額2,514万5,982円、歳出総額1,794万7,507円、歳入歳出差引額719万8,475円で決算いたしました。令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和3年度への繰越金となります。

決算書の274ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年比較等について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比6.9%、対前年ではマイナス5.2%。

2款国庫支出金、構成比5.8%、こちらは前年から全額増額となっております。

3款財産収入、構成比0.0%、対前年プラス0.1%。

4款繰入金、構成比63.5%、対前年プラス14.0%。

5款繰越金、構成比23.2%、対前年プラス21.8%。

6款諸収入、構成比0.0%、対前年プラス30.2%。

7款分担金及び負担金、構成比0.6%は前年と同額でございます。

歳入合計では、対前年プラス21.0%でございます。なお、収入未済額1万2,040円につきましては、令和3年度に入りまして既に収入済みとなっております。

以上が歳入の内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

事項別明細書の282、283ページをお開き願います。

1款1項漁業集落排水事業費は、支出済額811万9,777円で、執行率は90.42%となっております。1目漁業集落排水施設管理費は、袖浜処理区の維持管理に要した経費で、執行率は90.42%です。前年度比較でプラス58.4%、約300万円増となっております。増額の主な要因は、12節の委託料最下段の漁業集落排水事業整備計画の策定業務を291万5,000円で委託したことが理由でございます。

2目漁業集落排水事業基金費は、基金利子を積立てたものです。

2款1項の公債費は、地方債の償還金の支出で、ほぼ100%の執行率、前年度と同額でございます。

以上で漁業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。  
及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いいたします。279ページ、歳入のほうです。

処理施設使用料なんですかけれども、収入未済額が1万2,040円出て、令和3年度で収入済みになっているというお話でしたけれども、これ非常に残念に思うのが、5月までに収入していれば100%になったはずなんですかけれども、その辺過年度漁業集落排水処理施設使用料7,920円、これも収入になっていますけれども、あと過年度分というのが現年度分、過年度分合わせてゼロなのか、その辺お伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 未納はございません。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 未納はないということで、ずっと決算書見てくるわけですけれども、どの会計が100%になっているのかなとページをめくるたびに、何か100%と思ってきたんですけど

も、これでこの1万2,040円が今年の何月入ったのか、その辺、どうしても私100%にこだわりたいんです。というのは、100%になったという職員の努力が見られるんですよ。ですから、いろんな不祥事問題あるけれども、こういうふうに努力して100%になってますよというところを町民の皆さんに報告したくて今伺っているわけです。ですから、いつ何月にこれが入ったのかお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 6月11日に納入いただいております。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 6月11日惜しかったですね。もう5月ですと100%完納になっていたんすけれども、非常に残念に思います。

以上終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） それでは、認定第7号令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認をいただきます。

決算書299ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和2年度は、歳入総額1億9,842万404円、歳出総額1億4,897万9,309円、歳入歳出差引額4,944万1,095円で決算いたしました。

令和3年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算をし、実質収支の額が令和3年度への繰越金となります。

それでは、決算書285ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年比較について申し上げます。

1 款分担金及び負担金、構成比0.4%、対前年マイナス8.2%。

2 款使用料及び手数料、構成比7.9%、対前年マイナス4.5%。

3 款国庫支出金、構成比6.0%、対前年プラス100.7%。

4 款財産収入、構成比0.0%、対前年プラス0.2%。

5 款繰入金、構成比は42.3%、対前年はマイナス43.3%。

6 款繰越金、構成比17.2%、対前年プラス1.0%。

7 款諸収入、構成比26.3%、対前年はプラスの518.3%となってございます。

歳入合計は、対前年でマイナス6.9%になっております。

なお、収入未済額5万7,490円が発生しております。令和3年度で一部収入済みとなっておりまして、現在の未納額が3,971円となってございます。

以上が歳入の説明になります。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

歳出は、事項別明細書を参照願います。293、294ページをお開き願います。

1 款 1 項下水道総務費全体の支出済額は1,991万4,111円、執行率は95.77%です。

1 目の下水道総務管理費は、職員の人事費、消耗品費等の事務的な経費でございます。執行率は95.77%、前年度比較でマイナス18.1%、439万円ほど減となっています。減額の主な理由は26節の消費税の約375万円などですが、これは消費税の節税対策で令和2年度から公共下水道の起債償還を一般会計による支出に組み替えたためでございます。

2 目の公共下水道基金費は、基金利子の積立てでございます。

最下段を御覧ください。

2 款 1 項下水道施設管理費全体の支出済額は8,375万6,784円、執行率は85.88%でございます。

次の295、296ページをお開きください。

1 目の下水道施設管理費は、伊里前処理区の管路や施設の維持管理に要する経費で、対前年度比較でプラス165.2%、5,217万8,073円増でございます。要因は、浄化センター汚泥引き抜

き業務等の委託料で約543万円の減でございますが、浄化センター機械更新工事等の工事費で約5,880万円の増となったことによるものでございます。

なお、14節工事費の不用額が1,144万円ほどございますが、これは工事費の現行分の確定が令和3年3月17日となったことから、補正予算に付するいとまがなかったためでございます。

4款1項交際費は、地方債の償還でほぼ100%の執行率です。前年度比較でマイナス62.3%、7,480万円減で減額の理由は先ほど説明したとおり、一般会計からの支出に切り替えたによる減額でございます。

以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いたいします。

290ページ、先ほどと同じくこの収入未済額5万7,479円あった中で3,900円で令和3年度に徴収されたということなんですかけれども、同じことをお伺いします。過年度下水道使用料2万1,865円も納入されています。今後残った未済額3,900円を年内、令和3年度分、今年の分で徴収すべきと考えますけれども、この辺徴収できるのかどうなのか、その辺お伺いします。

それから、過年度下水道使用料の2万1,865円以外に過年度分があるのかないのか、そこも併せてお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 現年、過年度分合わせまして、先ほど管理者のほうから説明あったんですけども、8月末現在で3,971円の未納、お一人分というふうなことになっております。徴収に向けて努力したいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員

○及川幸子委員 お一人分ということなのでぜひ今年、年度内中にはこれがゼロになるように努力していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、その辺。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 努力したいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようあります

で、これをもって認定第7号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号令和2年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、認定第8号令和2年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。決算書300、301ページをお開き願います。

令和2年度南三陸町水道事業会計決算報告書でございます。

まず、3条予算（1）の収益的収入及び支出です。

上段の収入から、1款水道事業収益の決算額は7億2,731万296円となり、前年度比較でプラス10.66%、7,006万6,631円増となっております。増加の要因は、営業外収益における減価償却に対する補助金相当の長期前受金戻入の増によるものでございます。本業の営業収益における給水収益は、税抜きでの対前年度比較でマイナス1.85%、608万6,862円減となっております。

下段の支出です。1款水道事業費用の決算額は7億809万6,974円となり、前年度比較ではプラス10.79%、6,894万3,721円増となっております。増加の要因は営業費用において資産減耗費、減価償却費などが増加したことによるものでございます。

なお、収益的収支に係る前年度比較等については、決算書附属資料の313ページ、（2）事業収入に関する事項及び（3）事業費用に関する事項を併せて御確認願います。

次に、302、303ページを御覧願います。

4条予算（2）の資本的収入及び支出でございます。

上段の収入、1款水道資本的収入の決算額は10億606万4,374円となり、前年度比較でマイナス32.6%、4億8,731万6,600円減です。要因については水道施設災害復旧事業に対する国庫補助金の減によるものです。

下段の支出、1款水道資本的支出の決算額は13億1,258万8,883円となり、前年度比較でマイ

ナス23.5%、4億397万7,257円減です。要因については建設改良費における水道施設災害復旧工事費の減によるものでございます。

また、水道施設災害復旧事業費10億69万円を翌年度に繰り越しております。

なお、建設改良工事の概要については、決算書附属資料書類の311、312ページに記載しておりますので、併せて御確認願います。

以上が令和2年度の決算の概要ですが、収益的収支と資本的支出の合計から減価償却費を除いた決算の事業規模16億1,158万円は前年度比較でマイナス19.43%、約3億8,871万円減となりました。

次に、財務諸表について説明させていただきます。305ページを御覧願います。

1 令和2年度南三陸町水道事業損益計算書です。

この損益計算書は、令和2年度の事業成績を明らかにするために作成したものです。経営の概要としては、災害復旧が進んで固定資産が増加し、それに伴い減価償却費が増えて営業損失が生じていますが、中段の経常利益は666万5,103円となり、下段の特別損失の過年度未収金の不納欠損額14万5,854円があるものの、その下の当年度純利益は651万9,249円となり、最下段の令和2年度末の未処理欠損金はマイナス3,890万1,185円となりました。

次に、306、307ページをお開き願います。

2 令和2年度南三陸町水道事業余剰金計算書でございます。

この計算書は、資本剰余金及び利益剰余金が年度中にどのように増減したかを示すもので、下段の表は欠損金処理計算書でございます。

次に、308、309ページをお開き願います。

4 令和2年度南三陸町水道事業貸借対照表です。この表は水道事業の財政状況を表すもので、令和2年度末の保有資産、負債及び資本を総括的に表しております。

左側の資産の部、中段の固定資産合計は118億217万円ほどで、前年度末からプラス4.99%、5億6,102万円ほど増加し、流動資産と合わせた最下段の資産合計は121億2,636万円ほどとなりました。となりました。

これに対し、資産がどのようにして得られたかを示す負債・資本については、右側の負債の部の中段、負債合計が50億672万円ほどで、前年度末からプラス2.22%、1億865万円ほど増加し、資本の部の資本合計は71億1,964万円ほどとなりました。

310ページからは、決算附属資料として事業報告書のほか各種明細等を記載しておりますので、御参照願います。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって認定第8号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号令和2年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和2年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、認定第9号令和2年度南三陸町病院事業会計決算の細部を説明させていただきます。

説明に入らせていただく前に、この決算書には表していない当病院への各種支援について、御報告いたします。

令和2年度においては、前年度に引き続き宮城県からドクターバンク事業による内科医1名と自治医科大学卒業医師の配置事業での整形外科医1名の計2名の派遣を頂戴しております。東北大学病院メディカルメガバンク機構からは地域医療支援事業として内科医師2名の支援を頂戴するとともに、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣もいただいております。また、同大学病院からは月15日程度の当直支援や、土日、祝祭日等の日当直についても支援いただいている状態です。透析診療では、東北大学病院より透析診療開始以来継続して総合的なデータ管理を行っていただくとともに、所属の透析医師には毎週1回の透析診療にも御協力いただきました。

令和2年度の患者数を申し上げます。入院2万7,843人、外来4万4,770人で、前年度との比較では、入院で1,175人の減、外来で4,541人の減となりました。外来は診療日数が前年度比で3日増加しておりまして、1日当たりの患者数では21.3人の減となっております。

それでは、細部説明をさせていただきます。

資料は、決算書329、330ページからとなります。収益的収支に関わる令和元年度との対比につきましては、決算附属書類341、342ページに記載されておりますので、併せて御確認ください。

では、329、330ページ、収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に収入となります。

病院事業収益は20億9,118万2,613円であり、令和元年度との比較では2億3,058万6,000円、12.4%の増となりました。予算に対する収入率は93.6%となります。医業収益では2,092万7,000円、1.6%の減となっております。医業収益の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による患者の減少が主な要因となっております。

支出につきましては、病院事業費用として20億6,973万1,755円、前年度との比較は6,269万1,000円、率にして3.1%の増となりました。予算額に対する執行率は92.6%となります。うち医業費用は19億3,578万1,533円の決算で、前年度との比較では2,070万円、率にして1.1%の増です。

次に、331、332ページ、資本的収入及び支出でございます。施設の整備や企業債の償還金等の支出、この財源としての企業債収入や一般会計からの出資金が計上されています。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は6,106万6,070円、前年度との比較では2,337万1,000円の増額となりました。歳出における建設改良費及び基金積立金等の増額によるものです。企業債の内訳は、決算附属書類344ページに詳細が記載しております。

続きまして、支出です。病院事業資本的支出ですが、6,088万7,554円の決算となりました。

前年度との比較では2,319万4,000円の増となりました。

続きまして、財務諸表について御説明いたします。

333ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず医業収益が12億6,168万353円と、昨年との比較では2,139万円、1.7%減少しております。それに対して医業費用は18億8,617万4,480円と、昨年との比較においては1,372万9,000円、0.7%の増加となり、差引き6億2,449万4,127円の医業損失となりました。医業収益が減少した上に、医業費用も増加しております。結果として損失額は前年度との比較では3,511万9,000円の損失増という結果になりました。前年度後半より新型コロナウイルス感染症の影響で年間を通して医業収益に対し大きな影響を受けましたが、年度後半には少しづつ回復傾向

が見られたこと也有ったことから、その影響は最小限の損失でとどまった結果となっております。

また、医業外収益が7億8,284万3,623円と昨年との比較では2億1,035万円、36.7%の増加となっております。内訳として一般会計負担金が1億5,203万5,000円、50.7%の増、県及び国の新型コロナウイルス関連の補助金等において6,128万9,000円の増となっております。その他、医業外費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純利益は2,145万858円となります。議会の議決により繰越欠損金の処分額が24億5,968万1,685円となっておりますので、結果、年度末での未処理欠損金の額は8億6,845万8,000円となりました。年度別の損益の状況は決算附属書類344ページを御覧ください。

次に、334、335ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したのかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金には修学資金貸付基金の利息を計上しております。

次に、欠損金処理計算書ですが、自己資本金と未処理欠損金等が議会の議決による処分により、変動した残高の計算書となっております。

次に、336ページ、337ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成されている決算書類です。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産合計で44億4,658万7,298円、昨年度との比較では固定資産の償却等により2億586万6,000円ほど減少しております。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債、繰延収益としての長期前受金などで合計45億6,561万4,932円、資本は自己資本金、剰余金としての国・県補助金、欠損金など合計マイナス1億1,902万7,634円で、負債及び資本の合計がバランスシートですので、資産の合計額と一致するものです。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、339ページから350ページに決算附属書類として事業内容等詳しく記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

以上、病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いいたします。

345ページのキャッシュフロー計算書の私、見方がちょっと分からぬのでお伺いしたいんですけれども、この中で医業費用の未収金、利用者さんの未収金がどのくらいあるのか、ここで分かる、ここでなくとも分かるところがあればお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、未収金でございますが、336ページの貸借対照表、中段の流動資産のところに現金預金の下に未収金とございます。2億3,426万5,278円、これが診療報酬の未収金を含めた個人未収金等診療報酬の未収金を含めた未収金となっております。詳細につきましては、手元に個人未収金だけの資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ざっくりでいいですので、未収金、何年度から出ているというようなことも含めて後で御報告お願いします。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにござりますか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 事務長に過日衛生費ですか、入院の件について内容についてお伺いした点、1点確認をさせていただきますが、予約をして内視鏡ね、検査等患者さんがどのくらいいるか、次回ということで、それを確認したかったのですが、報告がなかったので改めてお伺いをさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 昨年度の内視鏡検査実施件数ですが、上部内視鏡が234件、下部内視鏡が77件、合わせて311件となっております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 それで、この検査、私休憩に入りました事務長にも報告したとおり、年に2回上下、内視鏡の検査を予約をし受診しております。不健全なことばかり積み重ねてまいりまして、この年になり、やはり健全な健康管理が最も大事であろうということで、信頼の下、当病院の予約をして検査をしておるんですが、この間も申し上げましたとおり、6月に上部、7月に大腸という2回の内視鏡検査を今年もしまして、その結果は異常なしに近いという先生の報告を受けました。その7月の2回目の際に申しましたとおり、看護師さん、付添いの

方が終了した際に、この検査が行く末できなくなるかもしれないというお話をしたとおり、その件については院長はそういうことはないというお答えでしたが、改めましてその件についてお伺いをするわけであります。

と言いますのは、このコロナ禍によりまして、感染拡大をし、この御時世なものですからそのような話をされたのか、私は来年も次回もお願いをしたいという話を、立ち話をした際にそのようなお話を至りましたので、印象深く記憶に残っておったものでして、この間衛生費の款でお伺いしたのですが、改めてその状況確認をできたかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 現時点では内視鏡の医師及び看護師が来年からいなくなるということは一切決まっておりません。大腸の内視鏡及び、大腸内視鏡検査におきましては、東北大学からその時期において派遣をいただいて、専門の医師を派遣いただいております。また、胃部の内視鏡につきましては、常勤の医師が担当しておるところですけれども、次年度以降の医師派遣につきましては、なお継続的に派遣していただけるよう形で県のほうにも今後また対応していただくようにお願いしていきたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 明確に確認をできたので、何よりでした。ただ、一言加えれば声を大にして言いたいというお話をしたので、お伺いをいたしました。全幅の信頼の下、これからも我が町の南三陸病院を信頼を兼ねて私も健康管理に依頼をし、予約をし検査を続けてまいりたいということを申し加えて、確認をしましたので、この辺で終わりにしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって認定第9号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを

議題といたします。

令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、認定第10号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の細部説明をさせていただきます。

資料は351、352ページからとなります。収益的収支に係る前年度との対比や事業概要につきましては、決算附属書類359ページ以降に記載されておりますので、併せて御確認ください。

では、351、352ページ、収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は5,270万6,836円であり、令和元年度との比較では644万円、13.9%の増となりました。増額の主な理由は、療養費の増加及び新型コロナウイルス感染症に係る県補助金、訪問看護用車両の寄贈によるものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,411万6,925円、令和元年度との比較は318万6,000円、率にして7.8%の増となりました。

続きまして、財務諸表について説明いたします。

353ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず、事業収益が4,989万6,416円、それに対して事業費用は4,367万8,202円、差引き621万8,000円の事業利益が得られました。その他事業外収益・費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純利益は858万9,911円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は3,235万524円となりました。年度比較の状況は決算附属書類361、362ページを御覧ください。

次に、354、355ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したのかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、利益剰余金に当該年度純利益として858万9,911円を計上しております。

次に、356、357ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類です。

資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産合わせて3,478万3,019円、昨年度との比較では、流動資産の増加により838万6,000円ほど増加しております。対して、負債及び資本でございますが、負債には未払金、繰延収益としての長期前受金などで合計56

万3,830円、資本は利益剰余金として3,421万9,189円で、負債及び資本の合計がバランスシートですので資産の合計額と一致するものです。

以上、南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明とさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ありませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって認定第10号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの10案は全て認定すべきものと決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって令和2年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

以上をもちまして、令和2年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時59分 閉会